㈱　市場価格のない株式等は次のとおりです。

（単位：円）

区　　分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,803,441,229
関係会社株式	39,108,857,752

その他有価証券（投資事業有限責任組合出資）は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む取扱いを適用しており、上表には含めておりません。当該取扱いを適用した投資事業有限責任組合出資の貸借対照表計上額は209,108,566,345円です。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
信託資産	2,112,772,686,857	810,566,065,510	—	2,923,338,752,367

信託資産

信託資産の時価については、金融機関から提示された価格によっております。活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。

⑵　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
⑴　有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	5,908,410,875,000	4,371,779,140,000	—	10,280,190,015,000
⑵　事業貸付金	—	415,550,774,691	324,556,156,967	740,106,931,658

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

⑴　有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券

満期保有目的の債券については、日本証券業協会が公表している売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しておりますが、地方債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない場合、その時価をレベル２の時価に分類しております。

⑵　事業貸付金

（高度化貸付金（有利子））

高度化貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引き、現在の貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル３の時価に分類しております。

（高度化貸付金（無利子））

高度化貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引き、現在の貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル３の時価に分類しております。

（小規模企業共済契約者貸付金（有利子））

小規模企業共済契約者貸付金（有利子）の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（小規模企業共済契約者貸付金（無利子））

小規模企業共済契約者貸付金（無利子）の時価については、元金をリスクフリーレートで割り引いて算定しているため、レベル２の時価に分類しております。

（倒産防止共済貸付金）

倒産防止共済貸付金の時価については、元金の額をリスクフリーレートで割り引き、現在の貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル３の時価に分類しております。

（設備資金貸付金）

設備資金貸付金の時価については、元利金の合計額をリスクフリーレートで割り引き、現在の貸倒見積高を控除して算定しているため、レベル３の時価に分類しております。

［資産除去債務関係］

（一般勘定）

不動産賃貸借契約に基づく本部及び地域本部事務所の内部造作

当機構は、本部及び地域本部の事務所について、不動産賃貸借契約等に基づき退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、その時期及び範囲については現在未確定な状況であります。

このようなことから、当該資産除去債務については、履行時期及び履行時期の範囲と蓋然性を予測することは困難であり、資産除去債務を合理的に見積もることができないため計上しておりません。

［不要財産に係る国庫納付等関係］

		一般勘定
①	資産種類	現金
②	資産名称	現金